

低入札価格調査制度の検証・見直しに係る運用について

平成 24 年 10 月 12 日

指 導 検 査 課

Q1 予定価格 5 億円以上の工事は、低入札価格調査制度の検証対象とするのか。

A1 しない。

検証工事は、低入札価格調査対象工事（予定価格 1 億円以上の工事）のうち、予定価格が 5 億円未満で、入札参加資格が府内業者の工事を対象とし運用している。

Q2 検証対象工事において、調査基準価格未満の入札をした者から調査に協力できない旨の申出書の提出があった場合、ペナルティ（1 回目：口頭注意、2 回目：文書注意、3 回目：指名停止）の対象とするのか。

A2 しない。

調査基準価格未満の入札については、調査に協力できない旨の申出書の提出があった場合、上記ペナルティの対象としない。